

時事新報

第二千八百四十五號
明治三十三年十一月廿一日(丙午)
舊曆庚寅十月十日
日 出 午前六時三十分
入 午後四時三十分
月 出 午後一時三十分
入 午前十一時三十分
西曆一千八百九十年

時事新報定價

時事新報一年三百六十五日一日モ休刊セス其代價
 運送料廣告料ハ左ノ如シ
 一 枚二角 一月前金五十圓 ○三月前金一圓五十圓 ○六月前金三圓
 ○一年前金六圓
 ○時事新報社直轄ニ郵便ニテ發送スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一
 月十五圓ノ運送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金

一行五號活字在四角 一日限 六日以上 七日以上
 一行 二 付 十二號 十一號 十號五號

月曜日并に大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日に限り
 時事新報配達のため此場合は新報代價一箇月
 前金八圓にして地方に郵送する分は此外に郵便の實費
 を申受く可し

時事新報

宜しく政費削減案の第一案たるべし

帝國議會開議の日已に迫りて、民間各政黨の政務調査
 亦漸々忙しきに似たり、聞く所に據れば調査の第一要
 義は冗費を廢し冗務を省き政費を削減するにありて其
 案も一ならず、或は文部省を廢して内務省の一局と
 爲し選信の事務を農商務に合して一省と爲すが如き名
 案大案も皆な夫々に取調べ相運び居るよしなればい
 へば議會開議の日には定めて花々しき舌戰もあると
 るべし併し今日の事情より考ふるに此等の大策名案は
 總令へ國家の利益たる可きにもせよ之れを實施せんと
 するには種々の異論反對に逢ふて意の如くならざる
 ともある可ければ差向きの處は手近かなる小削減の實
 施し易きものより着手する方却て捷徑ならん我輩の
 信する所なり例へば政府が明治十年第十五國立銀行
 より借入れたる彼の証書費の返却成分を執行するが如き
 は此の類にして事甚だ簡單にして國庫に利する所は決
 して少ならず抑も証書費借入の由來は明治十年西南
 戰爭の際、軍費多端にして國庫の出入相償はざるよ
 り第十五國立銀行と特約を結び同行の營業年限を期限
 とし年利五分にて一千五百萬圓を借用したるものじ
 て爾後國債の一科目として年々七十五萬圓の利子と拂
 ひ來りしが明治十六年度に至り元金の内五百萬圓を償
 却して一千萬圓に減じたると同時に此一千萬圓に對す
 る利子の割合を七分五厘に引上げ元金は已に五百萬圓
 を還却したるに拘らず利息は以前の如く矢張七十五萬
 圓宛と支拂ひ向は今日に持歸するものありと云ふ故に
 今還却公債條例に據りて新に五分利付の公債一千萬圓
 を發行して十五國立銀行の借金を一時に返却する時は利
 子高低の差二分五厘の精算にて國庫は自今年々二十五
 萬圓の負擔を免かるゝとを得べし少からざる節儉な
 りと云ふべし、且夫れ政府が十五國立銀行に對して斯
 くまでに寛大の約束したるは此証書費を借用したるが
 爲め國庫を蝕し得たりとて其功に報ゆるの意なりし
 か爾後他に無難事情ありし其處は知る可らずと雖も
 天下一般に行はるゝ金利の割合に比して政府の負擔た
 る一千萬圓の大倉に年七分五厘の利子とは理財上の鈎
 合を考ふるものにあらず況んや其利子も前に五分にし
 て後に七五分厘に増したりとありてはいよく

官報

○通信省令第二十二號

電話交換規則第三條第三項及第十三條ノ通改正ス
 明治三十三年 通信大臣伯爵後藤兼二郎
 十一月二十日

- 一 市町外ノ電話交換設備スルモノハ其市町ノ境界ヲ去ル三町迄
 毎一圓年料金三圓
- 二 市町外ノ電話交換設備スルモノハ一圓ヲ除キ其後一圓毎ニ一圓
 年料金八圓
- 三 市町外ノ電話交換設備スルモノハ一圓ヲ除キ其後一圓毎ニ一圓
 年料金八圓

○日本海運花の名海外に流行す 目下倫敦に在る日本國
 露の幹事吉田通氏よりの來信に據るに近頃同地に
 種々の品に日本の名稱を附する事の流行するより「日
 本蓮花製の香水」同香粧品と名を付け多く流行する由
 是は眞に蓮花より製するものにあらずも英人は日本

の沙汰と云はざる可らず云々とは當時喧しき世論
 りしのみならず其後明治十九年十月政府は整理公債條
 例を發布し之に依りて六分利以上の諸公債を償却し國
 債の利子を都て五分に引下げんとの政策を實施したる
 に際し世人は証書費を整理公債の第一番なれと思ひ
 しに金庫公債の整理は無慮數千萬圓に達しなから証書
 費は依然として返附の沙汰なきより隨分物論もありし
 程の次第あれば今日斷して其返附を實行するに於ては
 其功當に政費を削減するのみに止らず亦以て大に議會
 の公明偏頗なきよとを世に表章するに足るべし
 人或は云く証書費の貸借間には自ら軍功の意味あるが
 故に尋常一様の公債と同一に處分するは情に於て忍び
 難しとの説あれども此種の事例は一にして足らず例へ
 ば維新の功臣に賜はりたる賞典も今は公債證書と變
 じて已に既に整理せられたるもの少からず又人情を
 以て論すれば整理公債條例の實行に際して第一番に整
 理の處分を受けたる金庫公債證書は更に一層忍ぶ可ら
 ざるものあるが如し即ち同證書は元と舊藩の士族に
 授けたるものにして爾來買買少からず雖も今尙士族
 の之に依頼するもの多きのみならず中には寡孤獨に
 して勤勞に堪へず所有の公債證書を唯一無二の資産と
 して僅に生命を繋ぐもの一朝にして利子の減少に逢
 ひ恰も身を削るゝの慘狀に陥るにも拘はらず政府は
 財政整理の爲めにとて七分利に易るに五分利を以てし
 て會て憐る色なき其反對に日本國中富貴の最上位に
 居る華族に向ては特に高利を拂ひ其理由を問へば人情に
 忍びずと云ふ貧窮に薄くして富大に厚きが如し我輩の
 感服せざる所のものなり

蓮花製香水

て之を昨二二年同季の輸入額六千四百七十一圓に比すれば三十
 一圓の増加を致し今般に一の重量を大凡二百五十封と見れば
 は右輸入額六千五百二圓の重量は百六十二圓五封に當り而
 て四月末に於ける在荷は一萬二千二百七十一圓にして昨年同月在荷
 一萬六千七百三十三圓に比すれば四百二十圓減少せし交英國貿易年報に據
 れば昨二二年中英國へ輸入せし蓮花製香水は百八十四萬四千五百四十四封に
 して此價值五萬七十一圓なり今般に一の重量を大凡二百五十封と見れば
 烟草の使用に際して蓮花製香水の輸入額は約烟草の輸入額に供する
 のに比して其割合は約五分の一に過ぎず上州和泉松川、赤野等
 の産にして蓮花製香水の輸入額は約烟草の輸入額に供する
 現今蓮花製香水の輸入額は約烟草の輸入額に供する
 蓮花製香水の輸入額は約烟草の輸入額に供する
 蓮花製香水の輸入額は約烟草の輸入額に供する

蓮花製香水

○日本海運花の名海外に流行す 目下倫敦に在る日本國
 露の幹事吉田通氏よりの來信に據るに近頃同地に
 種々の品に日本の名稱を附する事の流行するより「日
 本蓮花製の香水」同香粧品と名を付け多く流行する由
 是は眞に蓮花より製するものにあらずも英人は日本

蓮花製香水

○日本海運花の名海外に流行す 目下倫敦に在る日本國
 露の幹事吉田通氏よりの來信に據るに近頃同地に
 種々の品に日本の名稱を附する事の流行するより「日
 本蓮花製の香水」同香粧品と名を付け多く流行する由
 是は眞に蓮花より製するものにあらずも英人は日本

○日本海運花の名海外に流行す 目下倫敦に在る日本國
 露の幹事吉田通氏よりの來信に據るに近頃同地に
 種々の品に日本の名稱を附する事の流行するより「日
 本蓮花製の香水」同香粧品と名を付け多く流行する由
 是は眞に蓮花より製するものにあらずも英人は日本

の蓮花を愛するも亦各議員間に喧し
 しと豫想せらるゝ
 議員の間に喧し
 して不完全なる條理
 は施行し能はざる
 置き其間に詭地
 る後に實施する事
 ては兎に角同制の
 ほどの考案あるが
 重なるもの之舉
 の標榜は市に在り
 長と市に在りては
 とし左の規定に依
 ざるものとする云々
 如く選舉權を有す
 少數なる市都會議
 長の面前に於て之
 限せられたる極め
 害を生じ人民一般
 る可し殊に忍る可
 かるが右の如く市
 堂に集り其面前に
 不肖の間に官吏の
 恐れおそに非ず加
 選舉人少數のとき
 るに僅々二十三名
 が會同して之が撰
 ぶるに至らんとす
 の選舉に勝を得ん
 會議員選舉の際に
 する様に爲し置か
 争の餘波は延て市
 動搖更に數層の激
 なるものは又都制
 るが如く郡内の町
 以上上の地位を有
 る議員を以て之を
 選舉に於て自負自
 すれば宜しく先づ
 多數を有り置かざ
 早く一着の勝を制
 會議員の競争を爲
 より之を始めざる
 には遠く町村會
 く順序を退て競争
 にも都會議員の撰
 を得せしむる事
 至らざるに此
 の現情に適合せざる
 を得ずして修正
 是非とも初期の
 改正を加へたる上
 議員間の競争の

○日本海運花の名海外に流行す 目下倫敦に在る日本國
 露の幹事吉田通氏よりの來信に據るに近頃同地に
 種々の品に日本の名稱を附する事の流行するより「日
 本蓮花製の香水」同香粧品と名を付け多く流行する由
 是は眞に蓮花より製するものにあらずも英人は日本

○日本海運花の名海外に流行す 目下倫敦に在る日本國
 露の幹事吉田通氏よりの來信に據るに近頃同地に
 種々の品に日本の名稱を附する事の流行するより「日
 本蓮花製の香水」同香粧品と名を付け多く流行する由
 是は眞に蓮花より製するものにあらずも英人は日本